

広島都心地域における帰宅困難者対応訓練（図上訓練）の 企画・運営支援等業務 基本仕様書

1 業務名

広島都心地域における帰宅困難者対応訓練（図上訓練）の企画・運営支援等業務

2 業務の背景

本市では、平成15年7月に広島駅周辺地区が、平成30年10月に紙屋町・八丁堀地区が都市再生緊急整備地域に指定されていたが、令和2年9月には両地区を「広島都心地域※1」に統合した上で、新たに、その一部が特定都市再生緊急整備地域に指定されたことにより、大規模な地震発生における多数の滞留者※2の安全確保の必要性が一層高まっている。

このため、広島都心地域での大規模な地震発生時の滞留者の混乱を抑制し、帰宅困難者を適切に保護・支援する必要があることから、行政機関や民間事業者等の連携・協力による都市の安全確保策を取りまとめた「広島都心地域都市再生安全確保計画」（以下、「安全確保計画」という。）を策定し、市域における大規模な地震や都市災害等に対処するための「広島市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）にも位置付けられている。

また、安全確保計画に基づき、「広島都心地域における帰宅困難者対応ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定するなど、官民連携による災害に強い、安全・安心な都市機能の充実を図ることとしている。

※1 別紙参照

※2 広島都心地域内の居住者を除く滞在者・来訪者

3 業務の目的

本業務は、ガイドラインの実効性を高めるため、行政機関と一時退避場所及び帰宅困難者一時滞在施設等の民間事業者（ホテル、商業施設等）との情報共有・連携強化等を図り、より実践的な形での「帰宅困難者対応訓練（図上訓練）」を実施し、ガイドラインの検証等を行うことを目的とする。

4 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 業務内容

本業務は、地域防災計画、安全確保計画及びガイドラインを踏まえた「帰宅困難者対応訓練（図上訓練）」の企画・運営支援等を実施するとともに、訓練により確認された課題等を整理のうえ、ガイドラインを検証し、より実効性を高める更新案の作成等を行うものである。

(1) 訓練の概要

ア 時期等：令和6年11月頃（平日の日中、3時間程度、1回）を想定

イ 参加者：一時退避場所及び帰宅困難者一時滞在施設等の民間事業者を想定 ※「別紙」参照

ウ 参加人数：約40名程度を想定 ※参加人数が変更となる場合があることに留意すること。

エ 場 所：広島都心地域内の公共施設等（会議室）を想定

※訓練会場の確保は発注者が行うため、本業務には含めない。

(2) 訓練の企画及び準備等

ア 訓練の内容（タイムスケジュール・体制等を含む）をまとめた「訓練計画書」の作成

イ 訓練実施に係る準備及び片付け（訓練に必要な機器、物品等を含む）

(3) 訓練の運営支援等

ア 「訓練当日資料」の作成・必要部数印刷

イ 訓練の司会進行・運営支援

ウ 訓練状況の記録（写真等）

エ その他、発注者との協議により必要となる事項等

(4) 平常時及び発災時における一斉帰宅抑制の具体的かつ効果的な周知・啓発方法等の検討

ア 行政機関から民間事業者や滞留者への周知・啓発方法等

イ 民間事業者の施設管理者から施設滞在者（従業員等）や施設来訪者への周知・啓発方法等

(5) 訓練結果の取りまとめ等

ア 訓練実施後、課題・改善点等を含めた「訓練結果」の作成

（訓練実施後、1か月以内に提出）

イ 訓練結果等を踏まえた「ガイドラインの更新案（素案）」の作成

（令和7年1月31日までに提出）

ウ 訓練計画書、訓練結果、ガイドラインの更新案、一斉帰宅抑制の周知・啓発方法等を取りまとめた「業務実施報告書（案）」の作成（令和7年3月14日までに提出）

(6) 打合せ協議等

ア 受注者は、発注者と打合せ等を行った際、協議録を作成し、提出すること。

イ 受注者は、本業務の主要な区切り（業務着手時、訓練実施前、訓練実施後、報告書提出時）において、発注者と打合せ等を行い、協議録を作成し、提出すること。

ウ 受注者は、月1回程度、業務進捗状況等の報告を発注者に行うこと。

6 業務内容に関する注意点

(1) 訓練における被害想定

安全確保計画及びガイドラインの内容を基本とし、詳細な被害想定については、発注者と受注者が協議のうえ決定すること。

(2) 訓練の内容

ア 地域防災計画、安全確保計画及びガイドラインを踏まえ、明確かつ具体的で実効性のある内容とすること。

イ ガイドラインの対応フローに沿って、一連の情報伝達の流れを確認するとともに、各主体（行政機関、帰宅困難者一時滞在施設等、民間事業者）の動きを明確化し、実行性の向上を目的とした内容とすること。

7 業務の進め方

- (1) 受注者は、採択された提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。
- (2) 受注者は、業務実施に先立ち、円滑かつ効率的、効果的に業務を進めるための方法や体制等を検討し、速やかに「業務実施計画書」及び「業務工程表」を作成し、提出すること。
- (3) 受注者は、業務遂行に当たり、実施体制を整備するとともに、その内容、スケジュール等を適宜、発注者に協議し調整すること。
- (4) 訓練参加者への案内は、発注者にて行う予定であるが、訓練参加者の出欠の取りまとめ等は、受注者にて行うこと。

8 成果品

本業務の実施に当たり作成した成果物（訓練計画書、訓練結果、ガイドライン更新案、一斉帰宅抑制の周知・啓発方法等）を取りまとめた「業務実施報告書」を作成し、提出すること。

- (1) 電子納品※1により、以下の成果品※2を提出すること。

ア 業務実施報告書

イ その他、発注者が指示するもの

※1 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下、「手引き」という。）に基づいて作成したものを示す。電子納品に当たっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

※2 成果品は、手引きに基づいて作成した電子データ（A4版PDF形式及びMicrosoft Word形式）を電子媒体（CD-Rを原則とする。）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）1部を提出すること。

- (2) 納入場所

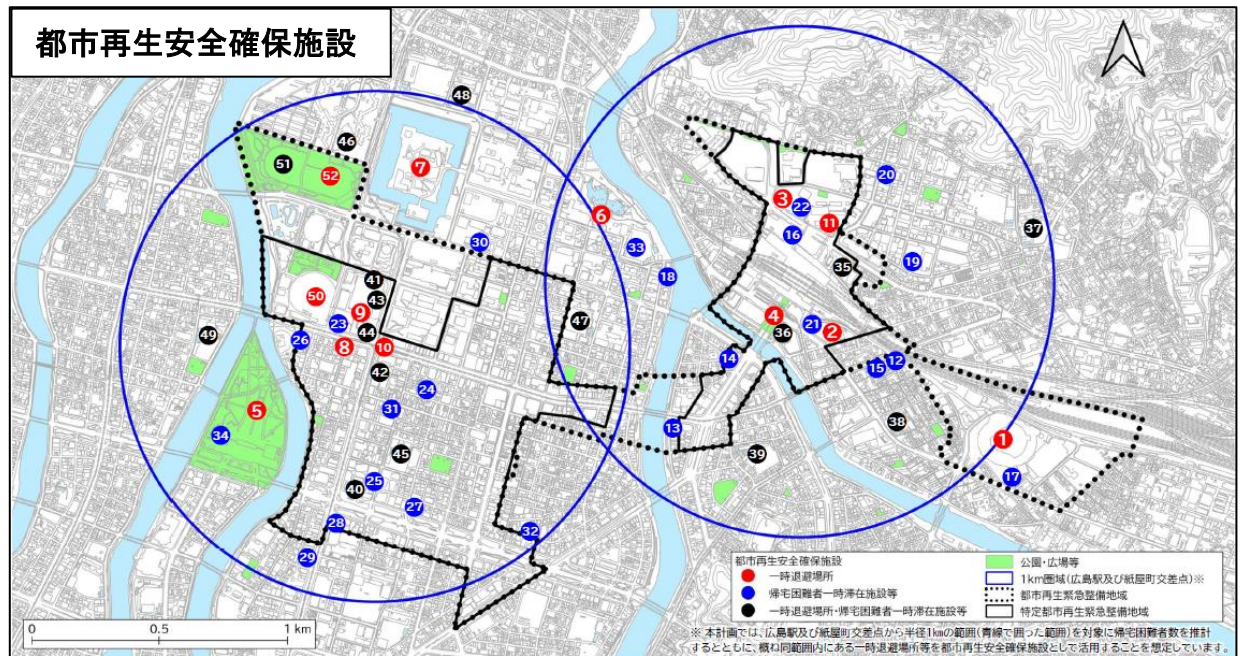
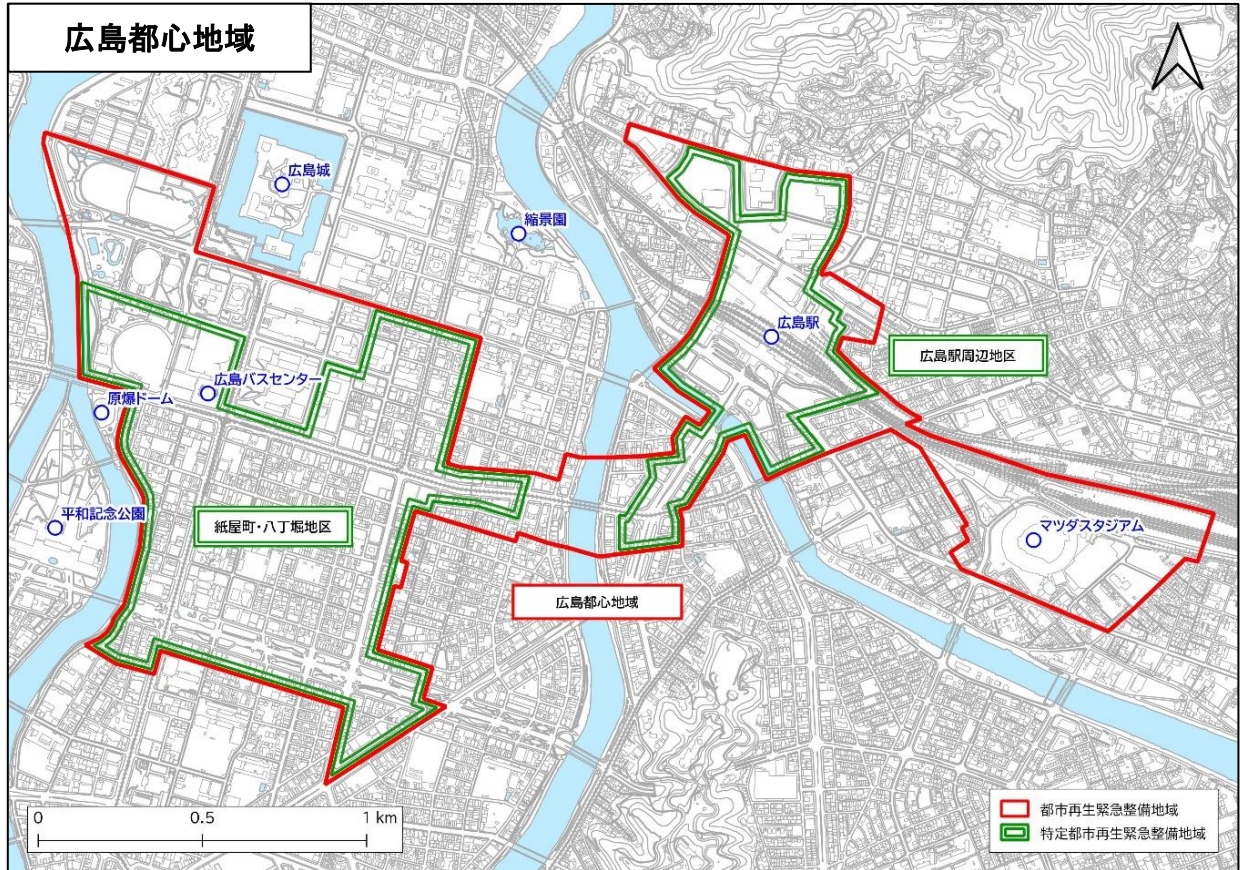
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市 都市整備局 都市機能調整部 紙屋町・八丁堀地区活性化担当

9 特記事項

- (1) 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。
- (2) 本業務を一括して第三者に委託してはならない。
- (3) 本業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス等の感染リスクに留意し、十分な感染症防止対策を講じ、参加者や本業務に従事する者の安全に配慮すること。
- (4) 発注者は、必要があると認めたときは、業務の実施状況を調査することができる。
- (5) 受注者は、広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては、細心の注意を払うこと。

- (6) 受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た事項、業務内容に関する情報全てについて、秘密を厳守し、発注者の了解を得ずして他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
なお、本契約終了後も同様とする。
- (7) 業務上受注者の不注意や不備により生じたすべての費用は、受注者の負担とする。
- (8) 受注者は、訓練当日における展示物・備品等の会場への搬送・設置、当日の運営及び撤去作業等、訓練実施に係る全てについて、危険防止の安全策を十分に講じる。
- (9) 本業務の実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、発注者に発生原因・被害状況等を速やかに報告し、発注者の指示に従うこと。本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担しなければならない。
- (10) 本業務の実施に際し、受注者が提出した成果品に係る諸権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (11) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとし、協議後は、受注者が協議録を作成し、提出すること。



〈一時退避場所〉

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| 1. マツダスタジアム
(広島市民球場) | 7. 広島城跡 |
| 2. エキシティ広島 | 8. エティオン広島本店 |
| 3. GRANODE広島 | 9. そごう広島店 |
| 4. 広島駅南口地下広場 | 10. 紙屋町シャレオ |
| 5. 平和記念公園 | 11. ekie エキタパーク |
| 6. 縮景園 | 50. ひろしまゲートパーク |

〈一時退避場所(整備予定)〉

- | |
|---------------|
| 52. 中央公園広場エリア |
|---------------|

〈帰宅困難者一時滞在施設等〉計23施設

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 12. 広島インテリジェントホテルスタジアム前 | 24. ひろしま国際ホテル |
| 13. 広島インテリジェントホテルアネックス | 25. ホテル法華クラブ広島 |
| 14. 広島グランドインテリジェントホテル | 26. 広島の間 和生 |
| 15. 広島オフィスセンター | 27. 三井ガーデンホテル広島 |
| 16. ホテルグランヴィア広島 | 28. ホテルエスブル広島平和公園 |
| 17. ルネサンス広島ホールパークタウン | 29. コンフォートホテル広島大手町 |
| 18. ザロイヤルパークホテル 広島リバーサイド | 30. 広島合同庁舎1号館附属棟 |
| 19. ホテル広島ガーデンパレス | 31. 広島アンデルセン |
| 20. 広島教育会館ホテルチュールリッパ東方2001 | 32. 国際PARK |
| 21. ゼクシス広島(エキシティ・ウエスト) | 33. 鞆町中学校 |
| 22. 広子レビル | 34. 広島国際会議場 |
| 23. メルバルク広島 | |

〈一時退避場所・帰宅困難者一時滞在施設等〉計15施設

- | | |
|---|----------------|
| 35. シェラトングランドホテル広島 | 43. 基町クレド・パセーラ |
| 36. BIG FRONT ひろしま | 44. 広島バスセンター |
| 37. 尾長小学校 | 45. 袋町小学校 |
| 38. 荒神小学校 | 46. 基町小学校 |
| 39. 段原小学校 | 47. 鞆町小学校 |
| 40. ANAクラウンプラザホテル広島 | 48. 白島小学校 |
| 41. リーガロイヤルホテル広島 | 49. 本川小学校 |
| 42. ひろぎんホールディングス本社ビル | |
| 51. EDION PEACE WING HIROSHIMA(広島サッカースタジアム) | |

※「広島都心地域都市再生安全確保計画【概要版】」より抜粋